

平成29年度 第2回 坂井市子ども・子育て会議 議事概要

日時	平成29年7月24日(月) 午後7時～
場所	坂井市役所 多目的研修センター 円卓会議室
参加者	石川会長 高柳副会長 堀田委員 友田委員 酒井委員 朝比奈委員 午房委員 北野委員 文珠委員 齊藤委員 松浦委員 事務局：渡邊部長 西課長 栗原参事 島津課長補佐 森田課長補佐
協議事項	(1)「坂井市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに係る【確保の内容】の見直しについて (2)「坂井市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに係る施策の追加等について
資料	資料1 (教育・保育) 中間見直し(案) 【見直し後の確保の内容】 資料2 (幼稚園・こども園・保育所) 年齢別定員数・確保数【見込み】(H30～31) 資料2 [参考] (0・1・2歳児) 最大受入見込み児童数 (H30～31) 資料3 (地域子ども・子育て支援事業) 中間見直し(案) 【見直し後の確保の内容】 資料4 (児童クラブ) 定員数【見込み】(H30～31)・最大受入実績 資料5 基本施策の追加 (H30～H31) 参考資料1 子育て世代包括支援センター設置運営要綱等 参考資料2 市町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱 参考資料3 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議題

会長：議事に入る前に、出席委員の確認を行いたい。現在、委員12名のうち、1名が欠席である。過半数の出席をいただいているので会議を開催する。傍聴人はいないか。

事務局：いない。

会長：議事ごとに質問の機会を設けたいと思う。

(1)「坂井市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに係る【確保の内容】について

＜事務局より 資料1 (教育・保育) 中間見直し(案) 【見直し後の確保の内容】 / 資料  
2 (幼稚園・こども園・保育所) 年齢別定員数・確保数【見込み】 (H30～31) / 資料  
2 [参考] (0・1・2歳児) 最大受入見込み児童数 (H30～31) にもとづき説明＞

会長：まず最初に、教育・保育に係る確保の内容である。前回もそういう言葉使いが出てきたが、1号認定・2号認定・3号認定という法令に基づいた言葉である。簡単に言うと、1号認定は保育を必要としない3歳以上のお子さんのこと、いわゆる従来の幼稚園タイプの子どもである。2号認定は3歳以上で保育を必要とするお子さん、いわゆる保育所タイプの子ども、そして3号認定は3歳未満で保育を必要とするお子さんである。このように、定員ベースで整理をまずしていただいて、そうするといわゆる3号認定、3歳未満で保育を必要とするお子さんの受け入れが、少し数が足りなくなる見通しであるということで、定員の2割増しという形で、これまでの実績と勘案して、2割増しで受け入れていただければ、そのマイナス分を補うことができるだろうということで、そのような見込みも含めて、確保としたということである。今ほど、事務局から説明があったように、もちろん基準面積の確保と保育士の確保がなされないと、いくら2割増しするといってもできないわけであるが、そこも含めて確保したいということである。これについて、何かご質問・ご意見等があればお願いしたい。

会長：資料2 [参考] という資料を拝見すると、各園がこれまで定員はあるものの、それを超えて受け入れをしていただいている実績もあって、大変ありがたいことだと思うが、先生方のご苦勞も多い。定員を超えて受け入れていただいているところも過去にはあったようである。いかがか。

会長：もう一度、確認であるが、国への報告する数字としてはどこの数字になるのか。

事務局：資料2の一番下の数字で報告する。

会長：よろしいか。

委員：なぜ、3号認定の受け皿はこんなに少ないのか。

事務局：定員ということか。

委員：はい。

事務局：この数字は各園に照会させていただいたが、0歳児や1・2歳児の部屋の面積かどうか  
確定ではないが、あとは保育士の人数でいたい受入できる人数、それも総トータルの  
定員の中でほしい割振りしてもらっているの、そうすると少し少なくなるのかなと  
思う。

委員：そうすると（保育の）質ということか。質の方に力を入れないといけないとい  
うことか。例えば、職員を確保して、量に対して質を落とさずに保育をしていくと  
か。それなので求めるところは質なのかなと思ったのだが。

事務局：今は量の計りをしているが、今後は質という課題も国の方も言っている。

委員：質を整えるには、私は保育園関係の仕事をしているが、ここにおられる方の中  
には、一般の保護者の方もいると思うので、園側に求める質というか、こうすれば  
質がよくなるのかというのがあれば、私も勉強させていただきたいのでご意見  
をお伺いしたい。

事務局：委員からか。

委員：はい。そういう会でもあるのではないかと。やはり、私の園だと職員の確  
保には困っている。いい保育の提供とかをしたとしても、働いている職員も、こ  
の業界は女性の方が多いのでいなくなってしまうこともあるし、そういうところ  
では、一生懸命子育てしていただいているお母さんたちにとっては、不便な思  
いをさせているのではないかと。その中でも、いい保育を展開していきたいと思  
っている。そのためには、市の方のバックアップも欲しいし、何かお  
母さん方のご意見がいただければ、先々の、例えばハンディキャップを持った方  
とか、働けない方とか、そのような方々のためになるのではないかと思う。

会長：いかがか。保育士の確保は、坂井市の課題だけではないと思っているが、難しい課題であ  
る。新卒者の数も限られているので、県としては、潜在保育士の掘り起しということで、今、  
施策を打とうという計画がある。その中でなんとか普及していただきたい。どこまで確保  
できるかはわからないが、そこがうまくいかないと受け入れたいと思っても、受け入れられ  
ないのでその分は計算上は待機児童ということになるかと思う。この10月に育児・介護休  
業法が一部改正になって、保育園に入れられないなどの理由があると、これまで最大1年6ヶ月  
の育休であったが、2年まで延長できるような法改正はできるが、やはり仕事に戻りたいと  
いう保護者にとってみれば、やはり受け皿がきちんとあることがいいのであろうと思う。な  
おかつ、安心して預けることができる、それが質になるかと思う。そういうトータルで考え  
ていかなければならないと思う。また、どこかでお気づきの点があればご意見いただきたい

が、一旦、教育・保育の確保の内容については、事務局からの説明のとおりで進めてよろしいか。

<事務局より 資料3 (地域子ども・子育て支援事業) 中間見直し(案)【見直し後の確保の内容】 / 資料4 (児童クラブ) 定員数【見込み】(H30~31)・最大受入実績 にもとづき説明>

会長：地域子ども・子育て支援事業の中で、先月も少し話題になったが、特に放課後児童クラブの確保については、非常に不安定な状況であるということだ。他の事業については、概ね見込み通りで確保ができそうということなので、こちらは資料3のとおりでよろしいかと思う。資料3の8ページと資料4の放課後児童クラブのところで、照らし合わせてご説明があった。いわゆる通年で放課後児童クラブを利用されるお子さんだけであれば、なんとか定員ベースで確保はできそうであるが、夏休み等の長期で利用されるお子さんもいるので、そういうことを考えると、確保としては不安定なところが出てくる。最大の受け入れ実績数を鑑みたうえで、そこも確保の内容にカウントして、なんとか数的には受け入れられるようにしたいということである。今ほどの説明のとおり、放課後児童クラブについては、小学校区を単位とする確保が必要なので、全体を均してというわけにはいかないという事情もあって、なかなか難しいところではある。もちろん、(受け入れを)増やすとなると支援員も必要になる。面積基準もある。様々な確保の中で、小学校への働きかけもお願いして、確保をしていただいているところである。いかがか。

会長：児童クラブを利用されている委員の皆様、どなたかいらっしゃるか。

事務局：(委員の中には)小学校の保護者の方はいない。

委員：近所の方が、行っているというのは知っているが、どのような状態で行っているかまではわかっていない。

委員：児童クラブの定員に対して、利用者がそこまで利用しないということか。例えば、60名定員であれば、60名まで利用してしないということか。一つの児童クラブの定員に対して、希望者の確保は今のところできているのか。

事務局：クラブによっては、定員を超えているところもある。

委員：この資料3をみていると、量の見込みが年々減ってきている。

事務局：当初の計画では、児童数は減っていくので、入所する人も減るであろうという予想であ

った。しかし、実績をみると（児童クラブの入所者は）減っていないので、今後も、もう少し増えていくのではないかとこのところ、前回、量の見込みの見直しをさせていただいた。

会長：高学年の利用は、予想したよりもそんなに大きくなかったが、低学年の利用率は結構あって、お子さんの数は減っているが利用率は高いので、結果として数は減らなかったということである。

委員：私達の地区の方のことであるが、家に祖父母がいるのだが、遊ぶ友達がいないので夏休み中をお願いしている家庭もある。結構、そういう家庭もあるのではないか。

委員：基準としては、祖父母が働いていない家は（入れないのか）。

事務局：基本は、同居の祖父母は就労証明書か何かはもらっている。

委員：多分、今の方は（祖父母が）何かしているのであろう。

委員：70歳以上は（就労していなくても）いいんですよね。

事務局：年齢の要件はあるかもしれないが、（就労などの）要件はある。みんながみんな、入れるわけではない。

事務局：（祖父母の年齢制限は）丸岡地区だけは75歳である。その他の地区は70歳である。

委員：就労証明書をうまくもらっている人がいるわけだ。週1ぐらいで行っていると（証明書を）書いてもらえるところはあると思う。

事務局：多分週1回だと、一時預かりもやっているの、一時預かりでどうかと聞いていると思う。なので、そこは上手に（もう少し増やして）就労証明書を書いてもらっているのではないか。

委員：1年目は無理だったが、2年目はお願いして入れてもらえたとかそう言っている方がいた。少し（要件として）甘いところもあるのかなと思う。

委員：先ほどの資料をみると、子どもの数というのはやはり減っているのか。坂井市の方でも、小学校の校長先生と話すと、6年生まで受け入れるとか（言っていた）。

事務局：数としては少ないが、6年生までは受け入れする。

委員：6年生まで受入するようになったのは、ここ何年かだったか。

事務局：新制度になってからなので、平成27年度からである。それまでは低学年までであった。

委員：(高学年は) そんなには増えていないようだ。大体4年生までぐらいで終わる。中には何人か6年生まで行っている子もいるようだが。

委員：一人で置くのが少し不安だと思えば入れるようだ。

委員：私達が住んでいる地域は団地の人が多い。元々の村の子どもは少ないので、団地の方はみんな(児童クラブに)入れてしまう。元々の村の方は、祖父母がいても、お友達がいないので、ほとんどが入れてしまう。

委員：それはすごくあると思う。遊ぶ子がいないので(それは) どうしてかなと思う。

会長：放課後児童クラブというのは、なんというか子どもの居場所づくりも兼ねているところがあって、子どもの交流スペースというか、遊び空間というか、そういう今の子ども達が減ってきている中で、異年齢で子ども達が集まったりいっしょに遊んだりという場所でもあるので、ただ留守家庭のお子さんを預かるだけの機能ではどうもないような気がする。特に、今日の少子化の時代には、むしろそういう居場所を、積極的にコミュニティとして位置づけていかなければならないという状況でもあると思う。だから、数の確保も大事であるが、子どもの勉強もあると思うが、居場所としての位置づけも必要となってくると思う。

委員：今の話を聞いて、なるほど、そういう風に考えればいいのかという思いがした。

会長：だから、お友達のいない家でいるよりかは、お友達がいるところに子ども達が集まってくるという安心安全な空間の中で、子ども達が遊べるという場所がやはりコミュニティとして必要になってくると思う。

委員：地域の活性化というか、昭和の子どもが居過ぎた時代は、鼻水を付けた子どもがいっぱいいたり、保育園や小学校に下の子をおんぶして行ったのが当たり前だった時代の人から言うと、今のこの世の中というのは縛りがきついというか、だんだん変わってきたなと思う。もう少し柔らかくして、福井県はとても子育てしやすいところだと思うが、細かいところを聞くと、利用しにくいところがあるのかと思うと、やはり規則とかよりも、地域レベルで考えるといいのかも思ったりする。

会長：そういうコミュニティづくりへのサポートというか支援に、坂井市として少し何か具体的な援助ができるような仕組みができると、少しいいのかなと思う。ぜひ、事務局の方でも考えていただいて、予算措置ができるようなご提案ができればと思う。

委員：しろの子さんが29年度で（児童クラブを）やめるそうだが、今後もしこういうことが出てきたらどうなっていくのか。

会長：事業の撤退ということか。

委員：はい。

事務局：公立で受けざるをえない。

委員：いろんな理由はあると思うが、なぜこの事業を撤退するのかと思う。面積換算での大きさはある。子どもを受け入れるだけのスペースはある。でも、撤退するということで（理由は）場所的なものではない。

事務局：園の都合もあると思う。

委員：子どもがいなくなった。

事務局：一番は、そこに申込をする子どもがいなくなったことである。

委員：10人よりかは、地域の集まりで言ったら（公立の方が）もっといっぱいいるし。

事務局：つながり的なこともあると思う。

委員：そのへんを突き詰めていくと、もしかしたら支援員の方がやめると言ったのかもしれないし、わからないが、どこにその原因があったのかというところは大事かと思う。

委員：資料には原因までは載っていない。

事務局：しろの子さんは、やはり入るお子さんが大分少なくなっているという話は聞いている。

委員：街の中だからか。

事務局：平章（地区）は子どもは大分減っている。

委員：先ほど、会長や副会長が言ったように、地域のコミュニティや居場所だとしたら、小学校に行っている子がそのまま行けるような体制づくりが必要になってくるのではないかと。友達がいないから（クラブに）入るわけですね。祖父母はいるが、友達がいないからそちらに入れておこうというか、友達と遊ぶことの方が大事だし、いっしょに勉強することも大事だし、入れておこうとなったら、その小学校の定員がそのまま行けるようなシステムにできないのか。

事務局：放課後児童クラブは就労関係のルールはあるので、コミュニティは確かに大事ではあるが、ルールがあるのでなかなか（全員は受入れられない）。

委員：私は春江（地区）だが、いと勢とかパパジャングルとかの民間では、祖父母（の要件）は関係なく入れるのか。

事務局：たぶん、ある程度の要件はあると思うが、公立は祖父母まで（要件として）みているが、民間はもしかしたら祖父母まではみていないかもしれない。詳細はわからないが。

委員：公立の方に入れないから、民間の方に行くのだという方が私の地域でもいるので、そこは民間は緩やかなのかなと思っていた。

委員：公立に入れないので、民間に入るとするのはなぜなんだろう。

委員：公立は定員がいっぱいだからだ。

事務局：要件もあるからだと思う。

委員：公立の方が先にいっぱいになる原因は何なのか。それとも利用がしやすいからか。

事務局：公立は学校単位で実施しているのでいいが、民間は場所が（学校と）離れている場合があるので、パパジャングルさんだと学校から遠いので、民間は送迎とかをする。そうすると、料金とかも嵩んでくる。無料で送迎している場合もある。（民間にも）いいところもあるし、工夫もされている。

委員：（料金は）変わりがないのか。

事務局：民間は料金が高い。そういう違いはある。

会長：民間は高いのか。



事務局：民間は高い。サービスが違う。

事務局：夏休みとかでも、保育所でやっているところは、給食が出たりする。公立だと自分で弁当を持っていかないといけない。おやつとかも、公立よりはいいものが出ていたりすると聞いたことがある。

会長：サービスの違いか。

事務局：はい。サービスの違いで料金が違う。

委員：私は春江西小学校校区だが、1年生は3分の2くらいは児童クラブに入っている。(家へ)帰る子がほとんど少ない。私は(子どもの)見守りもやっているのだが、1年生も10何人ほどいるが、2人くらいしか帰らない。そのくらい、全部児童クラブに入っている。すごく利用は多いと思う。

委員：例えば、保護者的にはお金が高くサービスがいいのと、サービスはイマイチだがお金が安いのとどちらがいいのか。民間と公立(の差)はどれくらいか。

事務局：公立は通年だと1ヶ月4,000円だが、(民間だと)2~3,000円は高いと思う。

委員：(小学生がいる)ご家庭にしてみれば2~3,000円でも違うと思う。

事務局：ただ、公立は閉所時間が18時まで、延長利用で18時30分までだが、民間だと19時ぐらいまでやっているの、その時間にしかお迎えにいけない方は民間を利用されている方もいると思う。

会長：これは、一つの事業なので、民間事業者を認める可能性はあるのか。

事務局：やりたいというところがあれば(認める)。放課後児童クラブ設立関係の補助金もある。

会長：そうなのか。それでは、いよいよ受け皿が無くなったら、もしくは(受入が)かつかつになったらそういう施策が打てるのか。

事務局：民間で手を挙げるところがあればいいと思う。

委員：最近、手を挙げたところはあるのか。

事務局：最近は無い。直近は(坂井)松涛さんが保育園開園の時からやっている。

事務局：よつばさんは、やる予定で部屋は用意してある。

委員：民間ががんばって19時までやってくれているとかいうが、やはり職員の確保はできていないと（やれない）。

事務局：そうだと思う。やはり学校から離れていると、送迎とかのサービスがある。なかなか手間というか大変だと思う。

委員：労働基準法を考えても、1日8時間、週40時間の縛りがあるが、保育園は11時間開所している。そう思うと人の確保とかをどうしているのかと思う。

事務局：経営者側は大変だと思う。

会長：利用の条件が、公立と民間とで違うとなれば、料金とかサービスを天秤にかけて、利用する人は選ぶと思う。そこまで詳しく把握していなかった。

委員：先ほど、補助金が出るといったのも、人の確保ができるぐらいの補助金の額なのか。

事務局：今言ったのは施設の方なので、整備の方でもあるが、確保ができるというまでは無いと思う。先ほど言ったように、4時間の部分しか認められないので、私立によっては兼務している職員もいるかもしれない。

会長：量の確保ということで、児童クラブについては問題は充分あるが、これまでの経緯・実績を鑑みまして、このような数字で確保の内容として見直すという事務局の提案どおりで出してよろしいか。

会長：では、この数字で出させていただく。その他の地域子ども・子育て支援事業についてはよろしいか。先月の資料のとおりと思うので、このような内容で進めてさせていただく。

## (2)「坂井市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに係る施策の追加等について

<事務局より 資料5 基本施策の追加(H30~H31) / 参考資料1 子育て世代包括支援センター設置運営要綱等 / 参考資料2 市町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱 / 参考資料3 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について にもとづき説明>

会長：施策を3つ追加する計画というか提案である。先月は委員が初めて集まったので、一人ずつご意見をいただいたが、今回は指名はしないので、お気づきの点があったら各委員よりお願いしたい。3つあるわけだが、最初の2つ、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置ということで、児童福祉法の法令の改正に基づく施策ということと、全国で展開される施策なのだが、福井県としては1年前倒しをして、平成31年度末には整備をしたいというような計画もあるということで、坂井市においても、子育て世代包括支援センターの設置をする。今の説明にもあったように、何か、今、新しいものを作り上げるというよりは、今ある様々なサービス事業というか支援事業について、ワンストップでできるような体制を、坂井市として作っていくということである。様々な担当部局がそれぞれ対応しているところだが、その横のつながりをさらに強化することによって、利用者に使いやすいというか切れ目のない対応ができるような体制を整えたいという施策が、(子育て世代)包括支援センターの役割だと思う。子ども家庭総合支援拠点の方は、(子育て世代)包括支援センターの方と少し被るところがある気がするが、専門的な支援員、虐待対応の支援員、専門家をそこに配置をして、切れ目がないような形で対応をしていこうということである。いかがか。最初、この2つについて何かご質問があればお願いしたい。

委員：とてもいいことだと思う。私が知っている方で、虐待の研修会を受けてきた方がいて、どうしてそういう研修を受けているか聞いたところ、こういう家庭は難しいからと言って、例えば子どもをカバーしてしまうと、逆にその子どもは家に帰ると虐待される。だからといって、保護者の方にそういうことをダメだよと支援(助言)などすると、それはそれでまた虐待に発展するおそれがある。本当に繊細なふれあいの中でやっていかなければいけないので難しいと(言っていた)。今、この時間でもこういう子がいると思うと私は涙が出てしまうくらい可哀想だと思う。どうにかならないのかな、もっとがんばってもらえないのかなと思う。支援員2名とか専門員1名と書いてあるが、ここに相談してくる方は、子どもなのか大人なのか、どういう人なのか。

事務局：子どもは相談してこない。保護者というよりは、保育所とか学校とか(からの通告とか)である。

委員：子育て支援課の方で設置してくれたということか。

事務局：今後(設置)していく。

委員：相談員とはまた違うのか。相談員の方はすでにいる。別枠で支援員をおくのか。

事務局：(今の)相談員も含めて3名ほど、(相談)体制を少し手厚くしたい。

委員：それは市役所内にか。私は民生委員なので、包括支援センターという各各地区で  
あると思う。

事務局：（それは）高齢の方である。

委員：（子育て世代包括支援センターは）市役所内に（置くの）か。

事務局：今のところは市役所内で1か所と考えている。

委員：この施策の中に、保護者の方や校長先生とふれあう機会があつて、虐待の問題に  
ついては本当に取り組んでもらわないといけないと思うが、障がいを持っている  
保護者の方も、とても悩んでいて、日々の生活とかをしていると思うが、そうい  
う方のための子育て支援課の中にこういうものを置くというような計画とか施策  
とかはないのか。

事務局：生活も含めるので、障がい者だからとかの区分けはなくてもいいと思う。子育て世代包  
括支援センターは母子保健関係も入ってくるので、成長の過程において悩んでいる方は  
ここに相談してもらえばいいと思う。

委員：（すでに）あるということか。

事務局：今から構築したい。組織としてワンストップ、一体化してやりたいという考えである。

委員：例えば、そういう家庭が相談したとして、どういう対応するかとかはその施策の中  
には入ってくるのか。

事務局：相談していただければ、その子に応じた（対応をする）。

委員：それを健康長寿課と子育て支援課で（やるということか）。

事務局：今それぞれでもやっているのだが、そこを国が目指すワンストップ的な、例えば今だと  
健康長寿課に行こうか、子育て支援課に行こうかと悩む、またほかのところに行こうか  
と悩むようなところが、ここでワンストップで相談できるような場所を設置していきたい  
と思っている。

委員：ただ、悩みを聞くだけでは、そういう悩みを抱えている方は何の解決にもならな  
いと思うので、虐待とか障がいとかいろいろなハンディキャップとか持っている

方のためにどれだけのことができるのかと思う。

会長：子育て世代包括（支援センター）の方も、子ども家庭総合（支援拠点）の方も、大変大事な施策になってくると思うが、簡単に言うとたらい回しにしない・させないというような体制を作り上げるところであるし、また保護者を孤立させないという意味合いも大変大きいわけである。母子手帳を交付した時から、きちんと情報を管理して然るべきところで共有しあって、その家庭について孤立をさせない、あるいは不適切な養育がおきないようにするというような、横のつながりが大変大事になってくる。子どもは年々大きくなっていくので、就学前の段階から、小学校への移行というところにもつながってくると、今のところ健康長寿課と子育て支援課だけであるが、場合によっては、学校教育関係の部署も関係してこないといけないだろう。保育所に入所してくることも考えるし、いろんな子どもの成長にあわせて、それぞれの機関が横のつながりを強化していかないといけないし、ソーシャルワークのような役割をそれぞれが果たしていかないといけない。そういう坂井市全体の体制づくりをしていかなければならないと思う。

委員：保育園の決まりで言うと、例えば虐待を受けている家庭は措置義務がある。

会長：優先である。

委員：保育園に入る基準としては、父母が働いていないと入れないのといっしょで、虐待を受けている家庭は（父母が）働いていなくても保育園に入れられる。しかし、身体にハンディキャップを持っている方はそれは無い（のか）。

会長：障がい者特別支援法があるので、それも優先的に入所できる。

委員：障がい者特別支援法というのは、障がい児手帳を持っているということか。特別児童扶養手当（を受けている）ということか。

会長：坂井市としての入所基準の優先順位はどうしているのか。基本は優先順位があると思うが。

事務局：障がい重い方で、入所されるという方は、私が把握している中ではないと思う。障がい者の方もいろいろ程度があると思うので。詳細までは（把握していない）。

会長：手帳（交付）は（どうか）。

事務局：小さいお子さんは、なかなか（障がい者）手帳が交付されにくい。

委員：（手帳が交付されないかは）わからない。

事務局：資格（の内容）にもよるのでなかなか難しい。

委員：（障がい者）手帳と特別児童扶養手当とはまた別なのか。

事務局：そこは別なのでは（ないか）。そこはなかなか（障がい児としての）認定は難しい。

委員：例えば、病名がついた障がいを持った子と、病名もつかずにいるちょっとグレー（ゾーン）の子がいると思うが、そのような場合もいっしょにカウントしているということか。

事務局：そうだと思う。

委員：それは手厚いとは言えないのでは（ないか）。

事務局：それは、入所としてか、あるいは活動としてか。

委員：保育する環境において、障がいという確かなものがあればそのような措置が受けられるけれども、何も受けていない子に関しては、他の子と同じようにしなさいということか。

事務局：同じようにというか、そういう子であると保育士を加配したりして対応はしている。（中には）園から飛び出していったりする子もいるので、そこにはきちんと寄り添ってきめ細かい職員配置はして、工夫はしている。

委員：その点については指導もしているのか。

事務局：そういうこともやっている。職員の悩みとかも聞きながらやっている。

委員：虐待を受けている子とか、身体にハンディキャップを持った子を一生懸命育てている方には、その方たちも疲れていると思うので、うまく体の疲れとかも取ってもらって、ちゃんとした支援をしていきたいと個人的には思う。

会長：（平成）30年度・31年度の事業というか追加施策として、先ほどの2つについて、このように進めていただくということによろしいか。

委員：一つだけよろしいか。3つ（の施策）のうち、1番上の施策（子育て世代包括支援センター）について、地域の保健、医療、福祉に関する機関との連絡調整を行いとあるが、福祉に関する機関の中に保育所や幼稚園は入っているのか。

事務局：当然入っている。

委員：だとすれば、うちの場合、(子どもが) 落ち着きがないとかで保護者が相談する。保護者が(子どもと) どう接したらいいかわからないと(相談した場合に)、保育所に(子どもを) 預けていたとしたら、保育所にも入所を希望している場合、保護者がこういうことで悩んでいるとか、保健師が見た限りでは、このような子どもであるといったような(情報が) 入ってくるということか。

事務局：そこは、個人情報の話になるので、あくまでも子どもと役所との話になる。しかし、保護者を入れた中で、入所の際につなげていくことは可能かと思うが、いきなり役所から入りたい保育所に情報を入れることはないと思う。個人情報の保護、個人情報の管理上、それはなかなか難しいかと思う。

委員：福祉施設も含めないと支援プランの作成とかになっていかないのではないかな。

事務局：保護者の方も交えてならできると思う。

委員：保育所には言わないでほしいと(保護者が) 言ったらどうか。

事務局：そうだと難しいと思う。そこが個人情報である。

委員：それが、本当に支援プランの作成になるのかどうか(わからない)。

事務局：保護者が認めないと支援ができない。相談があって初めて、困り感に対して対応する場になると思う。

委員：(そうだと) 施設の方は、施設の方で独自でやってくださいということになる。

事務局：保育園に入った時に、保護者会とかで、お子さんを見る場の中で実際にみてもらった中でのやりとりになるのかと思う。いきなりこういう子であると伝えることはできないのではないかな。保育としての活動の中で、保護者の方に見ていただきながら、保育園との信頼関係の中で上手に話してもらえないのかなと思う。

委員：例えば、保育園の中でそうになりましたといった時に、ここ(子育て世代包括支援センター)に保育園から相談することはできるのか。

事務局：それは構わないと思う。保育カウンセラーとかも入ってもらっている。

委員：それでも、保護者からこういうことを聞いているとかということは言えないということか。

事務局：そこもあくまで個人情報なので、情報の管理上、難しい。(保護者も) 同じ場に立って議論できれば一番いいと思う。

委員：保育園の関係者も含め、みんなで話し合っていくというような勧めはしてくれるのか。

事務局：それは、相談(内容)にもよると思う。全部がそうとは言い切れない。

委員：それで、保護者が言わないでというのであれば言わないというのものもあると思う。

事務局：保護者の方が、保育園に入るにあたって、こういう困り感があると言ってもらえば、保育園の方も交えて相談することは可能と思う。絶対できるかというとな難しい。

委員：絶対にできるということではなくて、ここ(子育て世代包括支援センター)が保育園に入る子であれば、保育園もいっしょに考えていくとかの勧めはしてくれるのか。

事務局：やるとかやらないというのはなかなか難しいが、そういうことをする場だと思う。

委員：勧めをしてくれないかと言っている。やってほしいと言っているわけではない。

事務局：ケースの場合によっては、やることもあると思う。

委員：では、それをやる場合、やらない場合というのはどこで線引きするのか。

事務局：とにかく、子どものためにこういったもの(子育て世代包括支援センター)を設置するのであって、あくまでも個人情報は大切なものなので、了解を得てやっていくというようなルールは守っていく中で、情報のやりとりが必要な時はやりとりしていく組織ではないかと思っている。

委員：資料では、主に妊産婦および乳幼児となっているが、次に小学校にあがった場合とかは学校教育課とかも含めて、みんなで話し合っていこうかということになるのか。

事務局：(要綱の中には、) 子育てというのもあるので・・・。

委員：そうすると、今、担当課は健康長寿課と子育て支援課だけだが、小学校に入る時期になったら学校教育課もいっしょに含めてやっていくのか。



事務局：もともと、別に要保護児童対策地域協議会という相談を受けている子どもを管理していく組織があるので、その中には学校教育課も入っているので、そこと連携するような形になるのかと思う。学校の方にも、教育支援会議というものもあるので、子どもの就学に関することを決めるところだが、そういう委員会があるので、そこだと特別学級に入る子だとか、特別支援学校に行く子だとかの判定もしているので、そことの連携もとることは可能である。

会長：私が先ほど情報管理とか情報共有が必要だと言ったのは、委員が言ったところと重なっていると思うが、それぞれの情報がぶち切れになることによって、間違った対応の仕方をする、その子やその保護者のためにならないということなので、情報の共有は必要だとは、私は考える。そういうことを理解してもらえるような働きかけも、保護者の方には必要であると思っていて、例えば、健康診断なども法令上受けるわけだが、そういうふうなことが、保護者の方の了解のもとに共有されていかないと、保育所は保育所でやっていくというのは少し難しいと思う。そういう情報を引き継ぎながら、その子にとって一番いい対応の仕方というものをいっしょに考えていく、そのための（子育て世代）包括支援センターだと思う。私の経験上、福祉関係の情報というのはいろんな意味で共有がされやすいが、その子が幼稚園に行ってしまうと、学校教育課関係の所管に入ってしまうと、ぷつぷつとその情報が途絶えてしまうということもあったので、そういう意味での部局間での縦割りにならないような仕組みを同時に作っていくことも大事だと思う。そこを、ぜひあわせて（子育て世代）包括支援センターの設置を考えてもらいたいと思う。

会長：では、3番目の医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築についても、ご意見をいただきたいと思う。医療的ケア児の施設側の受け入れという問題と、関係する機関の方々が一堂に集まっていただいて、そういった対応策を、地域の方について話し合うという、2つの意味合いがあると思う。医療的ケア児を受け入れていくということになると、看護師の配置というような条件も出てくる。そういう方法でインクルシブに社会が動いていくということは、大変大事なことなので、ぜひこのような実施体制みたいなものを坂井市として整えていくということは、ぜひ進めてもらいたいと思う。いかがか。

委員：今、会長の方から縦割りにならないよというお話があったが、担当課が2つであったり、1つであったり、3つであったりするが、この中では情報共有はできているのか。例えば、相談した方がいるとしたら、情報の共有はできていて、どちらか（の課）に行ったら相談ののってもらえるというシステムなのか。そういう環境にはなっているのか。

事務局：今か。今後は情報の共有というのは大事なことなので、当然保護者の理解が得られれば、共有することは可能だと思う。

委員：個人情報なので難しいとは思いますが、前に相談に行ったのに、その次に行ったら、前回の内

容が全然伝わっておらず、たらい回しになるようなことはダメだと思うので、正しい情報の共有をお願いしたい。

事務局：そこは非常に大事だと思うので、いい組織づくりになるように、今後とも検討していきたい。

会長：医療的ケア児も、大きくなって義務教育に入っていく歳にもなっていくので、担当課についてはやはり学校関係も入れた方がいいという考えだ。今のところ、社会福祉課、健康長寿課、子育て支援課だけの3つにとどまっているが、これから（子どもが）大きくなっていくということを考えると、学校関係も入れた方がいいのではと思う。

事務局：その点については、学校の担当課と協議して、どのようなあり方がいいのか検討したい。

会長：ほかに何か、医療的ケア児についてご意見・ご提言があったらお願いしたい。

委員：現在、医療的ケア児とか、虐待を受けている子とかはたくさんいるのか。

事務局：医療的ケア児というのがどの程度のことを言っているかはあるが、例えば導尿とか、内科的な（ケアが必要な）子どもは保育所には今のところはいないが、学校では、いる学校もある。

会長：痰を吸引したりする子どもとか、あれは医療行為なのか。誰でもはできないだろう。

委員：家庭ではおうちの方がされている。

会長：これもインクルシブな社会に向けての大事な施策だと思う。専門的な知識と技能を持った人を配置しないと、こういった支援ができないというところなので、ぜひ人を確保してもらいたい。

会長：坂井市は病児・病後児の保育事業もやっているのだから、三国病院も一つ加わったし、そういう意味で医療機関とも連携がとれるような体制がとれるといいかなと思う。救急体制とか何かあればすぐに搬送ができるような体制を作ってもらおうと、住みよい街になっていくのかなと思う。いかがか。基本施策3つの追加であるが、このような形で進めてもよいか。

会長：では追加をお願いします。所管課については、また事務局の方で検討していただいて、ぜひ追加をするような方向で考えていただきたい。

4. その他

5. 閉会